

船舶事故調査報告書

令和8年3月25日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委 員 伊 藤 裕 康（部会長）
 委 員 上 野 道 雄
 委 員 高 橋 明 子

| | |
|---|---|
| 事故種類 | 乗組員死亡 |
| 発生日時 | 不明（令和7年9月14日 06時30分頃～09時30分頃の間） （医師による船長死亡推定時刻：14日09時00分頃） |
| 発生場所 | 鹿児島県いちき串木野市羽島 ^{ほしま} 崎付近 薩摩沖ノ島灯台から真方位050° 1,050m付近 （概位 北緯31°44.8′ 東経130°11.3′） |
| 事故の概要 | 漁船新美帆丸 ^{しんみほ} がいせえび刺し網漁の目的で出航後、船長が落水して溺死した。 |
| 事故調査の経過 | 令和7年10月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 | 漁船 新美帆丸、0.6トン KG3-38991（漁船登録番号）、個人所有 5.25m(Lr)×1.81m×0.66m、FRP ガソリン機関（船外機）、7.3kW、平成14年1月25日 第295-45054号（船舶検査済票の番号） |
| 乗組員等に関する情報 | 船長 83歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和54年1月19日 免許証交付日 令和5年12月5日 （令和11年1月12日まで有効） |
| 死傷者等 | 死亡 1人（船長） |
| 損傷 | 船外機脱落（全損） |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1.5m、潮汐 上げ潮の初期、水温 約30℃ 日出時刻：06時01分 |
| 事故の経過 | 本船は、船長が1人で乗り組み、令和7年9月14日06時30分頃、いせえび刺し網漁の目的で、いちき串木野市羽島漁港を出航した。 羽島漁港を同時刻に出航した僚船の船長は、波の穏やかな海域で操業しようとして西進中、本船が羽島崎の方へ波高約1.5mの中を南西進 |

して行くのを見た。

羽島埼付近を航行していた巡視艇は、09時30分頃、羽島埼の陸岸から約50m南方の海域（以下「本件漁場」という。）で、無人の状態で漂泊している本船を認め、船長の捜索を開始した。

巡視艇は、船長の捜索中、13時00分頃、本船を最初に発見した場所（以下「本船発見場所」という。）付近で、本船が転覆した状態になっているのを認めた。

船長は、海上保安部から連絡を受けて来援した鹿児島県水難救済会の漁船（以下「救助船」という。）によって、13時31分頃、本船発見場所の北西方約110mの所で発見、揚収された。

（図1 参照）

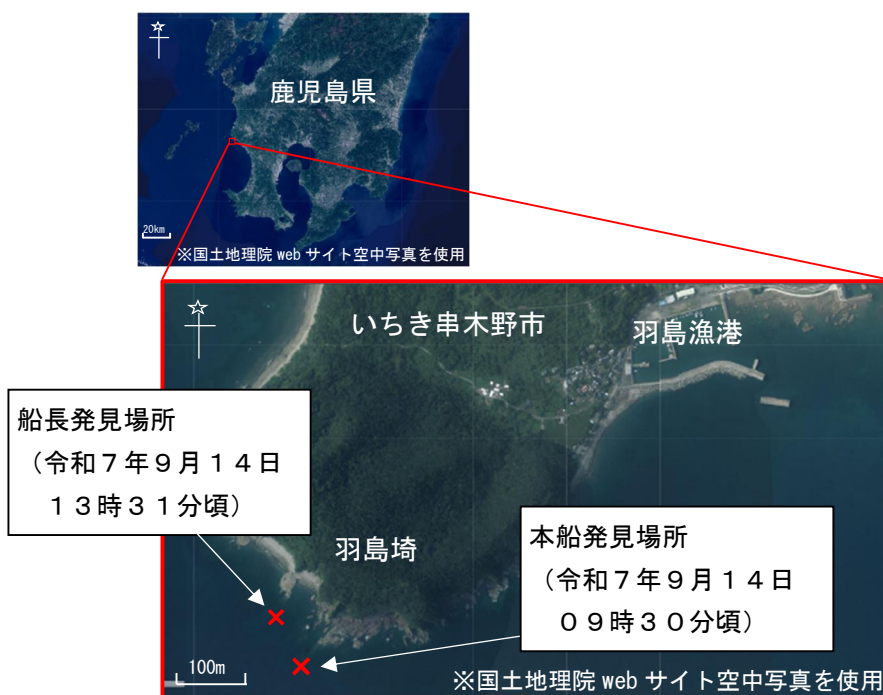


図1 事故発生場所概略図

船長は、救助船によって羽島漁港へ搬送され、消防本部によって死亡が確認された後、医師によって死因が溺死、死亡推定時刻が09時00分頃と検案された。

本船は、本船発見場所付近の岩場に転覆した状態で打ち揚げられており、19日救助船によって岩場から引き出され、羽島漁港にえい航後、陸揚げされた。

その他の事項

(1) 本船の操業形態

本船のいせえび刺し網漁は、刺し網を水深3～4mの岩場付近に仕掛け、数日後に引き揚げるものであり、船長は、悪天候の場合を除き、ほぼ毎日、本件漁場や羽島漁港付近の他の漁場で操業していた。（図2参照）

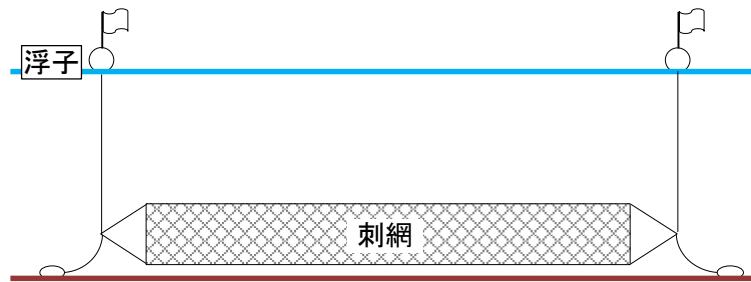


図2 いせえび刺し網のイメージ

(2) 本船に関する情報

本船が巡視艇によって無人の状態で見失っていたところを発見された際、本船に他船と衝突したような損傷は確認されなかった。

本船は、船首部から船尾部にかけて船体上面が広く損壊していた。(写真1参照)



写真1 本船（陸揚げ後）

本船は、和船型の船外機船で、甲板から舷縁までの高さは約25cmであり、海面から舷縁までの高さは約30cmであった。

本船に装備されていた船外機は、予備機も含めて脱落しており、本船に搭載されていた漁具等も含めて発見されなかった。

船長が所属する漁業協同組合の関係者は、本船発見場所付近の岩場から本船を引き出す際、船長が本件漁場に仕掛けていた7枚の刺し網を回収した。そのうちの1枚は、刺し網が岩場に引っ掛かっており、同網を切断しないと引き揚げられない状態であった。

(3) 船長に関する情報

船長は、発見された際、長袖シャツ、長ズボンの上に胴長合羽及び靴下を着用した状態で、ふだん履いていた長靴は発見されなかった。

船長が所属する漁業協同組合の関係者によれば、船長はふだん固形式救命胴衣を着用しており、船長発見時、固形式救命胴衣が船長発見場所の近くの海面に浮いていた。

船長は、携帯電話を持って出掛けたが、携帯電話は発見されなかった。

| | |
|---|--|
| | <p>船長は、遠洋漁業の通信士を定年退職後、約28年間、羽島漁港付近や本件漁場で釣りや漁を行っており、本事故前の健康状態は良好であった。</p> <p>船長は、漁船によって発見、揚収された際、前頭部から頭頂部にかけて挫創が認められた。</p> |
| <p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p> | <p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長の死因は、溺水であった。</p> <p>船長は、9月14日06時30分頃に羽島漁港を出航した後、09時30分頃に本船が本件漁場で無人の状態では漂泊しているところを巡視艇によって発見されたことから、この間において落水し、溺水したものと考えられる。</p> <p>船長は、次のことから、本件漁場に仕掛けた刺し網の引揚げ作業中、本船が波を受けて船体が大きく動揺するなどした際に体のバランスを崩して落水し、頭部を負傷した可能性が考えられるが、目撃者がおらず、船長が死亡しており、客観的情報も十分に得られなかったことから、落水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>① 本船が出港した際、羽島崎に向かう海域の波高は約1.5mであったこと。</p> <p>② 船長が仕掛けた刺し網7枚を回収する際、1枚の刺し網は、岩場に引っ掛かっていて網を切断しないと回収できない状況であったこと。</p> <p>③ 船長が救助船によって発見、揚収された際、前頭部から頭頂部にかけて挫創が認められたこと。</p> <p>船長は、発見された際、ふだん着用していた固形式救命胴衣が近くの海面に浮いていたことから、落水後、船上に登ろうとして救命胴衣を脱いだ可能性があると考えられる。</p> |
| <p>原因</p> | <p>本事故は、本船が本件漁場で操業中、船長が落水して溺水したことにより発生したものと考えられる。</p> |
| <p>再発防止策</p> | <p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型漁船の船長は、陸岸付近で操業する場合、波浪状況に注意して安定した姿勢で作業を行い、波高が自船の堪航性（乾舷等）から危険な高さであると判断される場合には躊躇なく操業を中止するとともに、安全な海域に避難すること。 ・ 小型漁船に1人で乗り組む船長は、防水型の携帯電話又は防水パックに入れた携帯電話を携行し、落水した際の連絡手段を確保しておくこと。 |

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 小型漁船に1人で乗り組む船長は、落水時の船上復帰手段として縄ばしごや固定ばしごを船体に備えておくことが望ましい。 |
|--|--|